

## はしがき

筆者の協会の母体であるベストファームグループは、全国シルバーライフ保証協会、東京シルバーライフ協会のほか、各種国家資格者による士業法人などで構成されています。グループ代表の斉藤浩一は、もともと司法書士として独立し、数多くの相続手続を手がける中で、認知症や孤独死など、現代の高齢者が抱えるさまざまな問題を目の当たりにしました。各種資格者がそろって提供する「ワンストップサービス」を目指していた斉藤は、「この強みを活かせば、高齢者の問題も解決できるのでは？」と考えたことをきっかけに、本事業を立ち上げました。「オーカスタイル」というブランド名でサービスを開始した当初は、このようなサービスの前例がほとんどなく、士業の間からは「やめておいたほうがいい」と忠告されたそうです。しかし、単身高齢者の増加とともに需要は拡大し、事業立ち上げから10年以上が経過し、累計1,700人以上のお客様をご支援させていただくに至りました。

もっとも、そんな私たちもコロナ禍では大きな困難に直面しています。ソーシャルディスタンスや外出自粛が求められる中で、新規入居者の受入れを停止する施設が相次ぎ、身元保証の需要がなくなってしまったのです。その間、私たちは耐え忍ぶだけでなく、自宅生活者向けの支援を広げるため、自社のオンラインメディアを立ち上げて集客を試みたり、死後事務委任契約の単独商品を開発したりと、なんとか挽回しようと必死でした。預託金は安全に管理していても、身元保証人が不在となってしまう契約者のことを考えると、決して事業をやめるわけにはいかないという強い使命感があったからです。

また、今でも斉藤は、相談会でとある参加者から「お前に金を預けて本当に大丈夫なのか!？」と厳しい口調で問われた経験を、ことあるごとに従業員に話します。我々が契約者からお預かりするお金は、そ

の人がこれからの人生を生きるために築き上げてきた大切な財産であることを従業員に意識させるためでしょう。ようやく国からガイドラインが示され、業界団体も設立されました。今後は相談者からの信頼も得やすくなることでしょう。しかしだからこそ、事業者はいつもの規律をもって事業運営に臨むべきであり、過去の日本ライフ協会のような事件を二度と繰り返してはなりません。

本書では、高齢者等終身サポート事業の広範な実務について、なるべく全体像がつかみやすいようにコンパクトにまとめたつもりです。本書を読むと、やることの多さに驚かれると思います。もしかしたら、事業開始のハードルが高く見えてしまうかもしれません。しかし、高齢化、長寿化、単身化が進む日本では、本事業の需要はますます高まっています。本書がこれから本事業を開始しようと考えている方の一助となり、高齢者を支援する担い手となる仲間が増えることを期待しています！

2026年2月

執筆者代表 司法書士 齊藤 圭祐

# 目次

## 第1章 高齢者等終身サポート事業とは…………… 11

- 1 高齢者を取り巻く環境—— 12
- 2 身元保証、死後事務、日常生活支援など  
各サービスの概要 —— 15
  - ① 入院・入居の身元保証と手続き —— 16
  - ② 死後事務 —— 17
  - ③ 日常生活支援 —— 18
- 3 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの  
位置付け —— 20
- 4 事業者の概況等 —— 24
  - ① 法人形態と事業者の母体 —— 25
  - ② 事業継続年数と従業員数 —— 27
  - ③ 従業員数と契約者数 —— 29
- 5 土業としての高齢者等終身サポート事業への  
関わり方 —— 31
  - ① 身元保証人として —— 32
  - ② 医療機関や介護施設との連携 —— 32
  - ③ 成年後見制度との連携 —— 33
  - ④ 死後事務における法的知識 —— 33
- コラム** 互助会との違い —— 35

## 第2章 相談、受任、契約の締結まで——依頼者の ニーズと契約後のトラブル回避…………… 37

- 1 相談者の傾向、タイプ、一般的なニーズ —— 38

- ① 相談者の若年化傾向—— 38
- ② ニーズの発生—— 39
- ③ 相談時の心理状態の傾向—— 40
- ④ 相談者のタイプ別の傾向—— 41
- 2 相談に至る経緯・経路—— 45**
  - ① 高齢者施設等に入居申込みをしたタイミング—— 45
  - ② 医療機関に入院する際に身元保証が必要となった  
タイミング—— 48
  - ③ 身元保証等が今すぐ必要でないが、  
事前に検討しているタイミング—— 50
- 3 面談の際に聴き取るべき事項—— 52**
  - ① 相談者が契約予定者ではない場合—— 53
  - ② 相談者が契約予定者の場合—— 54
  - ③ 契約予定者が複数人いる場合—— 56
- 4 ニーズに応じたプランの内容—— 58**
  - ① 基本保証プラン：身元保証人・後見人が必要—— 58
  - ② 基本保証ライトプラン：補助人、保佐人もしくは  
後見人または任意後見受任者がいるが、亡くなった後が心  
配—— 59
  - ③ 葬儀信託プラン：ご自身が亡くなられた後のことが  
心配—— 60
  - ④ 連帯保証プラン：連帯保証人が必要—— 60
- 5 各サービスに必要な契約—— 61**
  - ① 契約を使うタイミングと役割—— 61
  - ② 公正証書契約を結ぶまでのつなぎとしての  
私文書契約—— 66
- 6 契約時の説明—— 68**
  - ① 重要事項説明書を用いた説明—— 68
  - ② 契約時の説明のポイント—— 70

## 7 契約後のトラブル——75

**コラム** 既に施設入居済みの方から保証人変更を依頼された場合  
——81

## 第3章 契約の内容と契約書の作成……………83

### 1 基本契約書——84

### 2 身元保証契約——96

- ① 身元保証契約の内容——96
- ② 実際の身元保証契約の例——98
- ③ 身元保証契約書の作成——100

### 3 事務委任契約（財産管理契約）——101

- ① 事務委任契約（財産管理契約）の内容——101
- ② 実際の事務委任契約（財産管理契約）書例——103
- ③ 事務委任契約書（財産管理契約）の作成——107

### 4 見守り契約——108

- ① 見守り契約の内容——108
- ② 実際の見守り契約書例——109
- ③ 見守り契約書の作成——109

### 5 任意後見契約——111

- ① 任意後見契約の内容——111
- ② 実際の任意後見契約書例——116
- ③ 任意後見契約書の作成——121

**コラム** 身元保証契約に基づく身元保証人と任意後見契約に  
基づく任意後見人は利益相反関係に立つか——123

### 6 死後事務委任契約——125

- ① 死後事務委任契約の内容——125
- ② 実際の死後事務委任契約書例——129
- ③ 死後事務委任契約書の作成——134

## 7 尊厳死宣言公正証書——136

- ① 尊厳死宣言公正証書の内容——136
- ② 実際の尊厳死宣言公正証書例——137
- ③ 尊厳死宣言公正証書の作成——138

## 8 遺言——140

- ① 遺言の内容——140
- ② 実際の遺言書例——147
- ③ 遺言の作成——149

## 9 死因贈与契約・遺贈寄附——151

- ① 死因贈与契約・遺贈寄附の内容——151
- ② 死因贈与契約を利用すべきケース——153
- ③ 死因贈与契約・遺贈寄附の作成——155

**コラム** 遺言書はいつ書いてもらうべきか——156

## 第4章 費用と報酬……………159

### 1 高齢者等終身サポート事業の費用と報酬——160

### 2 各契約にかかる費用と報酬の設定——163

- ① 身元保証サービス——164
- ② 日常生活支援サービス——170
- ③ 任意後見——171
- ④ 死後事務サービス——172
- ⑤ 契約途中で発生する追加料金——173
- ⑥ 解約金（返還金）について——174

**コラム** 施設入居者から事務代行手数料が高いと言われた  
ケース——181

### 3 費用の支払方法——183

- ① 契約時に支払う費用——183
- ② サービス利用の都度支払う費用（一定時期に利用分を

まとめて費用を支払うもの) —— 184

4 金銭等を預かった場合の管理 —— 186

5 遺贈による寄附を事業者として受け取るか —— 190

**コラム** 高齢者と身元保証代行団体との間で交わされた死亡時の  
財産の贈与契約を無効とする司法判断 —— 194

## 第5章 サービスの提供 (契約の履行) ..... 197

1 各サービスの具体的な手順 —— 198

ある顧客に対するサービス提供開始から終了までの事例 —— 198

2 身元保証 —— 215

① 身元保証人が必要となる場面 —— 215

② 法人による身元保証の特徴 —— 220

3 事務委任 —— 222

① 事務委任契約について —— 222

② 日常生活支援 —— 介護サービスとの違い —— 226

③ 見守りサポート —— 226

④ 緊急対応 —— 227

⑤ 財産管理 —— 228

4 成年後見 —— 230

① 任意後見と成年後見 —— 230

② 事務委任と任意後見の移行型 —— 234

③ 任意後見発効のタイミング —— 234

④ 任意後見業務 —— 246

5 死後事務 —— 251

① 預託金 —— 252

② 尊厳死宣言・医療同意・終末期医療について —— 252

③ 死亡時の対応 (緊急連絡、駆けつけ、死亡届、葬儀社の  
手配、関係者への連絡) —— 256

- ④ 葬儀（葬儀の生前予約、葬儀の種類）—— 257
- ⑤ お墓（永代供養、墓じまい）—— 259
- ⑥ 手続き（金融機関、行政、ライフライン、退院、退居）—— 259
- ⑦ デジタル遺品対策—— 263
- ⑧ 報 告—— 264
- 6 遺 言—— 267
  - ① 死後事務との関係—— 267
  - ② 遺言執行業務—— 268
  - ③ 遺言執行者と事業者の関係—— 270
- 7 死因贈与契約・遺贈寄附—— 274
  - ① 死因贈与契約の具体的方法—— 274
  - ② 遺贈寄付の具体的方法—— 276
- 8 記録と利用者への報告—— 280
  - ① 電話の内容やメールを電子的に記録しておく—— 280
  - ② 複写式の打合せシートにその内容を記入して、本人の署名をもらい、控えを渡しておく—— 280
- 9 利用者の日常生活支援における行政機関（地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・社会福祉協議会・ソーシャルワーカー等）との連携—— 282
- 10 利用者の判断能力低下に対する対応—— 284
  - ① 利用者の判断能力の低下を察知する仕組み—— 284
  - ② 判断能力の低下後における契約の変更、解約の方法—— 285
- コラム** 施設から入居者が失踪してしまった場合など、身元保証人はどこまで施設からの要望に対応すべきか—— 287

## 第6章 事業者としての体制……………291

- 1 施設管理者などの関係者との  
コミュニケーション体制——292
- 2 緊急時の駆けつけ体制——297
  - ① 駆けつけ業務のプロセス——297
  - ② 人員シフト・体制——303
- 3 個人情報保護——305
- 4 事業継続不能となった場合の預託金の取扱い——309
  - ① 預託金の運用——309
  - ② 事業が継続不能となるケース——311
  - ③ 預託金の取扱い——311

**コラム** 事業継続ができなくなった法人の事件——315

- 5 業界団体の設置について——318
- 6 相談窓口の設置——321

## 付 録……………325

ガイドラインの要点整理 —— 326

実務対応Q & A —— 334

# 第 1 章

高齢者等終身サポート事業とは

# 1 高齢者を取り巻く環境

数十年前と現代を比較すると、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しました。かつては、ご近所付き合いをはじめとした生身の交流が人間関係の中心でしたが、現代では都市部への人口集中やデジタルデバイスの浸透、個々のライフスタイルの多様化等により、居住地への帰属意識や物理的な人間同士のつながりが希薄化する傾向にあります。また、多世代同居が一般的でしたが、核家族化の進行や晩婚化・未婚化の増加で単身世帯や夫婦のみの世帯が増加の一途をたどっています。

このような生活様式と家族形態の変化は、ライフステージにおける高齢期から死亡までの人生の過ごし方や考え方に多大な影響を与えています。高齢者の介護や見守りは、血縁者だけで行うことが困難になり、多種多様な高齢者向けの施設や支援サービスが生まれ、介護保険制度をはじめとする社会保障制度の中身も複雑化しています。

また、自身の最期について主体的に考える「終活」という概念が広がり、現代用語として一般的に受け入れられています。終活というと、葬儀や納骨、延命治療の希望といった、自身のエンディングに関する準備が最初に思い浮かびます。しかし、それだけではなく、断捨離のような簡単な片付けにはじまり、墓じまい、不動産の処分等、次世代に負担を押し付けたり、他の人に迷惑をかけたりせずに終末期を迎えたいというニーズが高まっているように思います。少し前まではごく自然のことだったはずの、若いうちはバリバリ働き、子育てをし、高齢期になると家族や地域のコミュニティーで誰かを頼り、見守られながら生涯を終えていくということが、とてつもなく難しくなり

ました。

ご存知のとおり、このような状況に対して国や地方自治体もさまざまな取り組みを行っています。地域包括支援センターの運営や後見制度の枠組みを使った従来型の支援に加えて、各自治体単位でも新しい支援の形を模索しています。例えば、神奈川県横須賀市では、「わたしの終活登録」事業を行っています。これは市民であれば誰でも、緊急連絡先、かかりつけ医、葬儀の生前契約先、エンディングノートや遺言書の保管場所などの情報を自治体に登録することで、本人の死亡の際にはあらかじめ設定した情報開示先からの照会によって、その登録情報が自治体から伝えられるという仕組みです。このような新しい取り組みが増えつつはありますが、国・行政の高齢化対策が十分な速度感をもって進められているか？と問われると、残念ながら「間に合っていない」といわざるを得ません。

それは令和6年版の高齢者白書の将来推計人口を見るとわかります。白書では、2070（令和52）年の日本では、総人口は9,000万人を下回り、約4人に1人が75歳以上、現役世代1.3人で1人の65歳以上の者を支える社会が到来すると予測されています。わずか数十年先の未来を予測したものです。これは、高齢者が今後も増えていくという単純な話ではありません。この予測は、国内人口の減少、長寿化、そして単身化が加速度的に進み、高齢者支援の需要が増大するにもかかわらず、供給するための資源は逆に希少になっていくことを示唆しています。

このような早さで少子高齢化が進展する日本で、国や行政の手だけで高齢者すべての生活を維持することは不可能ではないでしょうか。実際、経済産業省は2011年に出した報告書で、分野や業種を超えた民間の担い手による高齢者サポートのネットワークを構築することを提言しています。その報告書の中では、心と信頼のある「ライフエンディング・ステージ」の創出とそのサポートに携わる産業（ライフエンディング産業）の創出、その創出に関する環境整備と表現されて

います。イメージ図を見ると、当時から高齢者支援を産業として民間を巻き込むことを想定しており、我々士業も担い手となることを期待されていたことがわかります。

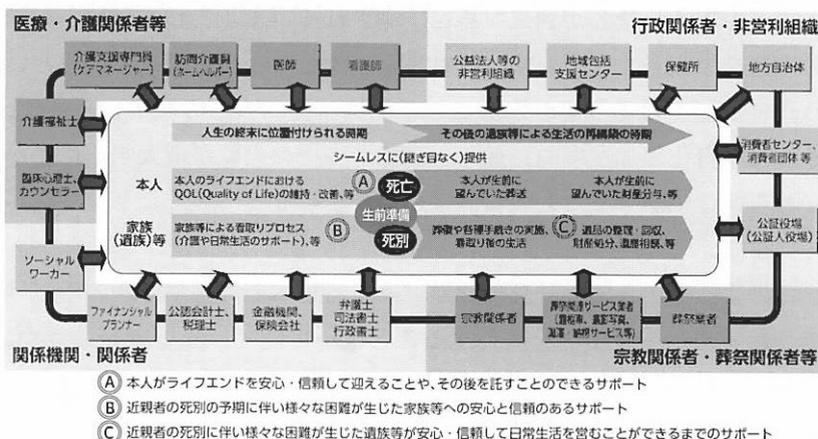
**ライフエンディング・ステージの概念：**

- ①人生の終末や死別後に備えた生前からの準備を行うこと〈行動〉
- ②ライフエンドとその後の遺族等による生活の再構築の時期〈時間〉の双方を合わせた領域を指す概念

**ライフエンディング産業の概念：**

ライフエンディング・ステージにおいて、国民一人ひとりがその状況に応じた適切な対応を受けるため、ライフエンドとその後のサポートをシームレスに（継ぎ目なく）提供することなどを担うサービス産業を指す概念

**図表1-1** ライフエンディング・ステージのイメージ



【出典】安心と信頼のある「ライフエンディング・ステージ」の創出に向けて～新たな「絆」と生活に寄り添う「ライフエンディング産業」の構築～報告書 経済産業省商務情報政策局サービス産業室（2011年8月）

# 2

## 身元保証、死後事務、日常生活支援など各サービスの概要

高齢期を迎えた人々がサポートを必要とする領域は、行政、金融、保険、不動産、医療、介護、宗教、葬儀、土業など広範な領域にまたがります。では、本書で取り上げる「高齢者サポート」がカバーする範囲はどこなのかというと、入院や施設入所等の「身元保証と手続きの支援」、葬儀や死後の財産処分などの「死後事務」、「日常生活の支援」の部分とされています。これらをサービスとして提供する事業を「高齢者等終身サポート事業（以下、本事業）」といいます。ここで、本事業がどのような経緯をたどって現在のようなサービス形態に収まっていったのか、その背景を簡単に説明します。

就職時や賃貸住宅への入居時などで身元保証人を要求されるように、入院時や高齢者施設入居時にも身元保証人が求められます。法律上は医療や介護などの公的な保険サービスでは正当な事由がなければ入院や入所を拒否できませんが（医師法19条1項）、実際の現場では身元保証人や身元引受人を求めることが散見されます。総務省が2022年に行った調査<sup>\*</sup>では、調査対象の病院、福祉施設等合わせて9割以上が身元保証人を求めていることがわかっています。また、身元保証人が用意できない場合の対応として、「入院・入所をお断りする」という回答を選択した施設が161か所（20.6%）、病院でも28か所（5.9%）もあったそうです。こうなると、いわゆる「おひとりさま」と呼ばれる単身高齢者は、身元保証人不在により医療や介護の提供が受けられないかもしれないという大きな不安を抱えることとなります。

他方で、病院や施設側の立場に立ってみると、医療費の未払いや遺

体・遺品引取りなどに対するリスクマネジメントを行わなければならない、公的サービスとしての理想と、経営という現実との間に大きなジレンマを抱えている状態です。

料金を支払うことで身元保証人の役割を担う事業者には、そのジレンマ解消が期待され、ニーズの高まりとともに事業として整備されていきました。契約者からの要望と病院・施設からの要請で、生前の生活サポート、死後事務、遺品整理等の幅広い役割が求められ、現在の高齢者等終身サポート事業におけるサービスの外形が固まっています。筆者の協会でも身元保証サービスを開始した当初から、契約者側のニーズだけでなく、医療・介護施設側の要望に応える形で、都度サービス内容や料金設定などを調整してきました。

既に述べたように、医療・介護などの高齢者支援の需要増加に対し、供給側の資源が希少化し、バランスを保つことが難しくなっていくことを踏まえると、なんでもかんでも医療・介護の現場に任せればよいという状況にはありません。高齢者等終身サポート事業は「高齢者の支援」という側面ばかりにスポットライトが当たりがちですが、実は医療・介護の事業を持続的に運営するためにも重要な存在なのです。これらを考えると、高齢者等終身サポート事業の必要性は誰もが認めるところではないでしょうか。それでは、冒頭に説明した高齢者等終身サポート事業の主なサービス領域について概要を説明します。

※ 関東管区行政評価局「高齢者の身元保証に関する調査（行政相談契機）－入院、入所の支援事例を中心として－」（2022年3月29日）[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000802882.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000802882.pdf)

## ① 入院・入居の身元保証と手続き

本事業における「身元保証等サービス」は、医療機関への入院や介護施設等への入居の際に、高齢者の身元保証人としての役割を事業者が担い、煩雑な手続きを包括的にサポートするものです。医療機関や施設の求めに応じ、入居契約書上の身元保証人、身元引受人、連帯保

証人等を引き受けます。また、入院・入居に必要な各種書類の準備、医療機関や施設との事前相談や調整、契約手続の代行など、一連のプロセスをコーディネートすることで、ご本人やご家族の精神的な負担を軽減し、円滑な医療・介護サービスの利用を可能にします。身寄りのない高齢者だけではなく、ご家族が遠方にお住まいで緊急時の駆けつけに不安がある方々にとって、大きな助けとなります。医療機関や介護施設側にとってもメリットがあり、相手が事業者であれば連絡が取りやすく、身元保証人自身が高齢で緊急対応ができないといったことも防ぐことができます。また、保証能力のある事業者が介入することで、医療費や施設利用料の未払いリスクの低減が期待でき、安定した事業運営の一助となります。

## ② 死後事務

「死後事務サービス」は、契約者本人がご逝去された後のさまざまな手続きを、生前の委任契約に基づき代行するものです。具体的には、死亡届の提出、葬儀・火葬・埋骨に関する手配、遺品整理、住居の解約手続、公共料金の精算、インターネットや電話の解約、関係者への連絡など、多岐にわたる事務手続を、本人の意向に沿って適切に実行します。本人の死後に事務を執行する性質上、事前にその内容を契約として書面に残しておく必要があります。これにより、身寄りのない高齢者や、親族に負担をかけたくないという思いを持つ方は、余計な不安を抱えることなく、人生のエンディングを迎えることができます。法制度が十分に整備されていない死亡後の事務手続の「空白地帯」を埋める役割を担うものです。医療機関や介護施設側にとっては、葬儀代や遺品の保管や処分にかかるコスト負担のリスクがなくなるほか、残置物の撤去などを行ってもらえることで、限りある居室のスムーズな移転が可能になります。

### ③ 日常生活支援

「日常生活支援サービス」は、高齢者が可能な限り自立した豊かな生活を送るためのさまざまな支援を提供するものです。具体的には、日常の家事支援、健康管理支援、移動支援、安否確認、日常的に使う金銭の管理、その他の生活に関する相談対応等が挙げられます。年齢が上がるほど、必要となる支援の範囲も幅広くなっていくことから、守備範囲を超えた要望が出てくることも多々あります。事業者としてどこまで対応するかはケースバイケースになりますが、契約者との関係性が崩れないように、注意しながら対応するしかありません。事業者によっては、入院・入居先に身元保証人として訪問し、会話することを生活支援としており、利用者側の期待値と事業者側の対応実態に乖離が生まれやすい部分です。

次ページの表は、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」にまとめられている各サービスの例の一覧表です。一見すると、専門性を要しない内容も含まれており、まさに「家族の代わり」といえるでしょう。しかし、家族だから損得抜きにできるわけであり、これらを報酬をいただいて業務として履行するとなると話は別です。いい加減な対応はもちろん許されませんが、一方で一人の高齢者に付きっきりになっていては事業として成立しなくなりますし、法や契約に基づいて依頼者の支援をするには専門的な知識も必要になります。この家族のようで家族ではない微妙な塩梅が本事業の難しいところです。

図表1-2 各サービスの例

種 類	内 容
身元保証等 サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 医療施設への入院の際の連帯保証</li> <li>② 介護施設等への入所の際の連帯保証</li> <li>③ 入院・入所、退院・退所時の手続きの代行</li> <li>④ 死亡又は退去時の身柄の引取り</li> <li>⑤ 医療に係る意思決定の支援への関与</li> <li>⑥ 緊急連絡先の指定の受託及び緊急時の対応</li> </ul>
死後事務 サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 死亡の確認、関係者への連絡</li> <li>② 死亡診断書（死体検案書）の請求受領、火葬許可の市区町村への申請、火葬許可証及び埋葬許可証の受領、死亡届申請代行</li> <li>③ 葬儀に関する事務</li> <li>④ 火葬手続（火葬の申込み、火葬許可証の提示）に関する手続代行</li> <li>⑤ 収蔵（納骨堂）、埋蔵（墓処）、永代供養に関する手続代行</li> <li>⑥ 費用精算、病室等の整理、家財道具や遺品等の整理</li> <li>⑦ 行政機関での手続関係（後期高齢者医療制度資格喪失届、国民健康保険資格喪失届等）に関する代行</li> <li>⑧ ライフラインの停止（公共料金（電気・ガス・水道）の解約、インターネット・Wi-Fi等の解約、固定電話、携帯電話、NHK等の解約等）に関する手続代行</li> <li>⑨ 残置物等の処理に関する手続代行（遺品目録の作成、相続人等への遺品・遺産の引渡し）</li> <li>⑩ 墓地の管理や墓地の撤去に関する手続代行</li> </ul>
日常生活 支援 サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 生活支援関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 通院の送迎・付添い</li> <li>② 買物への同行や購入物の配達、生活に必要な物品の購入</li> <li>③ 日用品や家具の処分</li> <li>④ 病院への入院や介護施設等への入所の際の移動（引っ越し）及び家具類の移動・処分</li> <li>⑤ 介護保険等のサービス受給手続の代行</li> </ul> </li> <li>2 財産管理関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公共料金等の定期的な支出を要する費用の支払に関する手続代行</li> <li>② 生活費等の管理、送金</li> <li>③ 不動産、動産等の財産の保存、管理、売却等に関する手続代行</li> <li>④ 預貯金の取引に関する事項</li> <li>⑤ 金融商品の解約・換価・売却等の取引に関する手続代行</li> <li>⑥ 印鑑、印鑑登録カード等の証書・重要書類の保管</li> <li>⑦ 税金の申告・納税・還付請求・還付金の受領に関する手続代行</li> </ul> </li> </ul>

【出典】高齢者等終身サポート事業者ガイドラインP6

# 3 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの位置付け

2024年6月、政府は「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（以下、ガイドライン）」を発表しました。そもそも、本書でも使用している「高齢者等終身サポート事業」という呼称は、このガイドラインが発表されてから使われるようになった呼称です。それまでは、政府・行政の資料等では「身元保証等高齢者サポート事業」と呼ばれることが多かったように記憶しています。本事業は、①利用者が高齢で契約加入時の判断能力が衰えている可能性があること、②契約時の前払いが発生する報酬体系であること、③長ければ数十年の長期にわたって継続的にサービスが提供されること、④契約者の判断能力の低下後や死後に履行される内容を契約に含むため事後的にトラブルや争いに発展しやすいことから、消費者保護の重要度が極めて高いです。

こうした観点から、高齢者が安心して利用できる事業者の確保を目的にこのガイドラインが策定されました。ガイドラインの目的の項には「高齢者等終身サポート事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できるように資するようにするため、本ガイドラインを策定することとしたものである」と記載されています。本事業に問題があるから規制しようというより、産業として適切な形で成長・発展させるために作成されたものと受け取ることができます。

ガイドラインは、法律（制定法）ではありません。よって、法的拘束力は直接的にはありませんが、高齢者等終身サポート事業者がサービスを提供するに当たって、留意すべき事項や望ましい取組みを示すものです。また、ガイドラインは、民法の契約に関する一般原則や、

## 著者略歴

ベストファームグループ

一般社団法人 全国シルバーライフ保証協会

一般社団法人 東京シルバーライフ協会

**斉藤 圭祐**（さいとう けいすけ）

司法書士（東京司法書士会所属） 民事信託士

ベストファーム司法書士法人 代表

東京シルバーライフ協会 理事

大学在学中に司法書士試験に合格。卒業後、ベストファーム司法書士法人に入社。相続登記を中心に多数の相続手続を経験し、さまざまな家族の在り方を知る。そんな中、相続発生前の対策の重要性に気づき、任意後見や家族信託等の提案を行うようになる。その後、グループ傘下の、高齢者等終身サポート事業を行う東京シルバーライフ協会の理事に就任。さまざまな契約が複雑に絡む身元保証サービスの法務やサービス設計を担当。

**高橋 卓也**（たかはし たくや）

行政書士（宮城県行政書士会所属）

ベストファーム行政書士法人 代表

全国シルバーライフ保証協会 理事

宮城県出身で高校卒業後に上京。大手司法書士法人にて司法書士補助者業務に従事しながら行政書士資格を取得し、ベストファームグループへ入社。身元保証等の高齢者支援業務に従事し、多数の高齢者の支援を行う。その後、全国シルバーライフ保証協会理事に就任。土業の観点から総合的に高齢者のサポートを行う。